

社会福祉法人ふるさとの会  
指定訪問介護事業所（介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業所）  
介護ステーションふるさと 運営規程

**第1条（事業の目的）**

要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を行うことを目的とする。

**第2条（運営方針）**

1. 利用者の要介護状態等の軽減もしくは、悪化の防止又は要介護状態等となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
2. 自ら提供する指定訪問介護、及び介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス（以下「訪問型サービス」という。）の評価を行い、常にその改善を図る。
3. 事業の実施にあたっては、利用者の希望、日常生活全般の状況等を踏まえて指定訪問介護及び訪問型サービスの目標、目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した訪問介護計画等に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
4. 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又は家族関係者に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明を行う。
5. 常に利用者の心身の状況及び、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は家族関係者に対し、適切なサービスの提供を行う。
6. 事業の実施にあたっては、市、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
7. 事業の終了に際しては、利用者又は家族関係者に対して適切な指導を行い、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所等に対して情報提供を行う。また、市、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所・介護予防サービス事業所等との密接な連携に努める。

**第3条（事業所の名称）**

名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名 称 介護ステーション ふるさと
- (2) 所在地 京都府京丹後市網野町小浜613番地2

**第4条（従業者の職種、員数、及び職務内容）**

従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者：1名  
管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) サービス提供責任者：1名  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・訪問型サービスの利用の申し込みにかかる調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画等の作成等を行う。
- (3) 訪問介護員：6名

訪問介護員は、指定訪問介護・訪問型サービスの提供にあたる。

## 第5条（営業日及び営業時間）

営業日及び営業時間は、社会福祉法人ふるさとの会 就業規定に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日：通常月曜日から土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分～午後5時(土曜日は12時30分)までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制をとる。

## 第6条（事業の内容）

事業内容は (1) 身体介護 (2) 生活援助 (3) その他のサービス

## 第7条（通常の事業の実施範囲）

京丹後市内とする。

## 第8条（利用料等）

1. サービスを提供した利用者からは、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。尚、法定代理受領以外の場合は、介護保険報酬額の相当額を徴収する。
2. 費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族関係者に対して、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

## 第9条（緊急時の対応）

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、家族関係者及び関係諸機関等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

## 第10条（事故発生時の対応）

事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族関係者及び関係諸機関等に連絡を行い、必要な措置を講じる。また、京都府、市（保険者）に事故の概要を報告する。

## 第11条（賠償責任）

サービス提供にともなって、損害を及ぼした場合は、社会福祉法人ふるさとの会が契約している賠償責任保険等により対応する。

## 第12条（苦情処理）

苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な処置を講じる。

## 第13条（その他運営に関する留意事項）

1. 社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市等との連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。

2. 従業者は業務上知り得た利用者又は家族関係者の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族関係者の秘密を保持させる為に従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4. やむを得ない事情により訪問介護・訪問型サービスの実施が困難な場合は、他の事業所を紹介する等必要な対応を行う。
5. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者及び社会福祉法人ふるさとの会が定める。

(附則) この規程は、平成24年4月1日から施行する。

平成28年4月1日改正。